

「在日米軍再編に伴う米軍機訓練移転」に関する主な経過

※ 総合開発特別委員会（平成19年9月20日）以降の経過

10月5日（金）

- 訓練移転に係る三沢飛行場から百里基地への訓練移転（共同訓練）に関する訓練計画概要の地元通知。

10月17日（水）～18日（木）

- 百里基地の訓練移転状況を苫小牧市単独で視察。

10月26日（金）

- 米軍再編に係る嘉手納飛行場から小松基地への訓練移転（共同訓練）に関する訓練計画概要の地元通知。

10月29日（月）

- 代表者会議を開催し、「協議・確認書」の取り交わし予定を報告。
- 北海道防衛局と「協議・確認書」を取り交わす。

10月31日（水）

- 「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議」の幹事会を開催。
- 駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村が指定。

11月5日（月）

- 千歳基地より、米空軍保有のF15の不具合による航空自衛隊のF15の飛行見合わせの「お知らせ」。

11月12日（月）

- 米軍再編に係る嘉手納飛行場から小松基地への訓練移転（共同訓練）の中止の通知。

米軍再編に係る三沢飛行場から百里基地への訓練移転(共同訓練)
に関する訓練計画概要について

平成19年10月5日
北関東防衛局

米軍再編に係る三沢飛行場から百里基地への訓練移転(共同訓練)に関する訓練計画概要について、次のとおりお知らせします。

○期 日：平成19年10月15日(月)～19日(金)

○参加部隊：[米軍]

第35戦闘航空団(三沢)

[航空自衛隊]

第7航空団、中部航空警戒管制団

○使用基地：百里基地

○演練項目：戦闘機戦闘訓練等

○使用訓練空域：百里沖空域(E)

○参加規模：タイプI規模訓練

[米軍]

F-16×5機程度、人員約80名(三沢)

※先遣隊が事前に百里基地に入る予定

[航空自衛隊]

F-15×2～4機程度

【連絡先】

北関東防衛局地方調整課

松田課長

TEL:048-600-1811

百里基地日米共同訓練現地調査結果について(概要)

【調査日 平成19年10月17日(水)・18日(木)】

1 訓練概要

- (1) 訓練時期 平成19年10月15日(月)～19日(金)
 (2) 訓練形態 タイプ1
 (3) 参加部隊 [米軍]第35戦闘航空団(三沢基地)
 [自衛隊]第7航空団(百里基地)、中部航空警戒管制団(福岡県春日基地)
 (4) 演練項目 戦闘機戦闘訓練
 (5) 訓練空域 百里沖空域
 (6) 参加規模 [米軍]F16×5機程度、人員77名(三沢基地)
 [自衛隊]F15×2～4機程度

2 調査結果

	北関東防衛局	小美玉市
日米協定共同に訓練にて係る	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年1月17日締結 小美玉市、鉾田市、行方市 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
住民周知について	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年9月21日通知(24日前) 平成19年10月5日通知(10日前) 	<ul style="list-style-type: none"> 10月5日の通知後、周辺地区の区長に回覧文書を配達し、それ以外の区長宅文書郵送 通知日のうちに、議会議員宅へ文書を配達 市のホームページに掲載
米兵にのつ行い動て把握	<ul style="list-style-type: none"> 百里基地内に対策本部設置 巡回パトロールを行った 基地外に出た米兵の数を基地出入口でチェックしており、外泊者は出ていないし、トラブルも起きていない 	<ul style="list-style-type: none"> 北関東防衛局及び石岡警察署が巡回パトロールを実施 市職員もパトロールを行なった 苦情やトラブルは寄せられていない
騒音について	<ul style="list-style-type: none"> 固定測定局7局 臨時測定局5局(17日のみ臨時12局) 臨時測定局の測定位置については、地元自治体と調整して決めた データは地元自治体に報告する予定 	<ul style="list-style-type: none"> 小美玉市内に防衛局の固定局1局 市からの要望で平成19年12月頃に防衛局の固定局が1局増設される予定 防衛局の臨時測定局は1局(17日のみ2局) 市独自の臨時測定は行なっていない アフターバーナーの使用、タッチアンドゴーなどの慣熟訓練及び低空飛行は行なわれていない

米軍再編に係る嘉手納飛行場から小松基地への訓練移転(共同訓練)
に関する訓練計画概要の地元通知について

平成19年10月26日
防 衛 省

米軍再編に係る嘉手納飛行場から小松基地への訓練移転(共同訓練)に関する訓練計画概要について、近畿中部防衛局が、本日13時から順次、小松基地関係地方公共団体(小松市、加賀市、能美市、白山市、川北町、石川県)に対し通知することとしておりますので、お知らせします。

○演練期間：平成19年11月5日(月)～16日(金)(但し、11日(日)を除く。)

※ 訓練に先立ち事前に戦闘機及び輸送機が飛来予定

○参加部隊：[米軍]

第18航空団(嘉手納)

[航空自衛隊]

第6航空団、第7航空団(百里)、中部航空警戒管制団(入間)、偵察航空隊(百里)、新潟救難隊(新潟)、第1輸送航空隊(小牧)、第3輸送航空隊(美保)

○使用基地：小松基地

○演練項目：戦闘機戦闘訓練、防空戦闘訓練等(平成19年度日米共同統合演習の一部として実施)

○使用訓練空域：小松沖空域

○参加規模：タイプII規模訓練

[米軍]

F-15×12機程度、人員約180名(嘉手納)

[航空自衛隊]

F-15×12機程度、RF-4×2機程度、C-1×2機程度、C-130×2機程度、U-125×1機、UH-60×1機

※) タイプI訓練：1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するもの

タイプII訓練：1回につき6～12機の航空機が8～14日間参加するもの

以 上

問合せ先：地方協力局 地方協力企画課 連絡調整室長 松本

TEL:03-3268-3111(内線38242)

地方調整課 防衛部員 坪倉

(内線38274)

協 議 ・ 確 認 書

平成19年1月26日、札幌防衛施設局長（現北海道防衛局長）と苫小牧市長との間で締結した「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」について、苫小牧市より協議事項が示されたので、北海道防衛局企画部長と苫小牧市副市長との間で、その内容について確認する。

平成19年10月29日

北海道防衛局 企画部長 二又 知



苫小牧市 副市長 中野 裕



1 訓練移転の事前通知について

(協議事項)

住民の不安や懸念に応えるために、訓練の実施時期など、訓練に関する様々な情報をできるだけ早く住民に対し周知することが必要であることから、実施時期については1か月以上前、その他の情報についても出来るだけ早期に通知願いたい。

(確認内容)

米軍再編に係る訓練移転の訓練計画については、平成19年1月11日の日米合同委員会で合意されたとおり、年度の訓練回数等は、日米間で協議し、前年度の1月を目途に公表することとしており、また、個々の訓練に関する訓練期日等の訓練概要については、決まり次第、関係自治体等に通知することとしている。

当局としては、地元自治体の住民への周知等に必要な期間も勘案の上、可能な限り早期の情報提供に努めて参りたいと考えているところであるが、訓練の実施時期を1か月以上前に提示することは困難であると考えている。



2 訓練態様について

(協議事項)

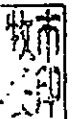
共同訓練にあたっては、訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とするとなっており、深夜早朝及び土・日・祝祭日の飛行自粛並びに同じ飛行経路で運用することなどとなっているが、アフターバーナーの使用も、訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様と解して良いのか。

(確認内容)

航空自衛隊においては、平素より、飛行場周辺の騒音軽減に配慮し、市街地上空等を極力避けた飛行を行うとともに、深夜・早朝及び土日祝祭日の飛行訓練は可能な限り回避するよう努力しているところである。

アフターバーナーの使用については、速やかに高度をとる必要がある場合等安全に運航する上で、航空自衛隊(第2航空団)においても使用することがあるところ、米側のアフターバーナーの使用についても、同様であると考えている。

いずれにせよ、訓練移転の実施にあたっては、出来る限り地元の負担が増加しないよう配慮してまいりたい。



3 騒音測定について

(協議事項)

訓練時には、騒音測定を行うとともに、訓練終了時には測定結果を速やかに公表していただきたい。

(確認内容)

移転訓練実施の際には、騒音測定を実施することとしている。

また、測定結果については、出来るだけ早期にお知らせしたいと考えている。

4 その他

(確認内容)

平成19年1月26日付け「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」について、協議事項がある場合には、双方誠意を持って対応する。

以上

平成19年10月31日
防 衛 省

駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設
及び再編関連特定周辺市町村の指定について

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき以下のとおり、再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する。

- 1 指定告示：平成19年10月31日 防衛省告示
(同日付官報に掲載)
- 2 指定内容：

再編関連特定防衛施設	再編関連特定周辺市町村
車 力 通 信 所	つがる市
横 田 飛 行 場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町
キ ャ ン プ 座 間	相模原市
横 須 賀 海 軍 施 設	横須賀市
岩 国 飛 行 場	大竹市、周防大島町、和木町
キャンプ・シュワブ	
キャンプ・ハンセン	
那覇港湾施設代替施設	浦添市
千 歳 飛 行 場	苫小牧市、千歳市
三 沢 飛 行 場	三沢市、東北町
百 里 飛 行 場	かすみがうら市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町
小 松 飛 行 場	小松市、加賀市、能美市、川北町
築 城 飛 行 場	行橋市、みやこ町、築上町
新 田 原 飛 行 場	宮崎市、西都市、高鍋町、新富町

注：防衛施設及び市町村については、今後追加で指定される場合がある。

以 上

平成19年11月5日

苫小牧市都市開発室企画課

担当者殿

千歳基地 基地対策室

お知らせ

在日米空軍から米空軍保有のF-15において不具合があった旨の連絡がありました。航空自衛隊としては米空軍に対して状況等について確認しているところであります。この状況に鑑み、航空自衛隊は現在、F-15の飛行を見合わせております。

問い合わせ

航空自衛隊 千歳基地 監理部 基地対策室

電話:0123-23-3101(2214)

担当者・中島3佐 松田事務官

お 知 ら せ

平成19年11月12日
防 衛 省

米軍再編に係る嘉手納飛行場から小松基地への訓練移転(共同訓練)
について

平成19年11月5日から16日までの間予定していた、米軍再編に係る嘉手納飛行場から小松基地への訓練移転(共同訓練)については、米空軍第18航空団(嘉手納)のF-15が小松基地へ展開できないことに伴い中止することとなりましたのでお知らせします。

以 上

問合せ先：地方協力局 地方協力企画課 連絡調整室長 松本

TEL：03-3268-0111(内線36242)

地方調整課 防衛部員 坪倉

(内線36274)

再編交付金の交付額の試算

(1) 千歳基地の装備訓練点数 (3 ページ参照)

$$[(\text{装備点数}) + (\text{訓練等点数})] \times \{1 + (\text{防衛施設が所在する市町村数} - 1) / 5 + A\}$$

$$= (0 + 1.5) \times \{1 + (2 - 1) \times 1 / 5 + 0\} = 1.8$$

(2) 1点当りの交付額 : 29.2 億円

(3) 千歳基地の交付額(10年間) : 29.2 億円 \times 1.8 = 5,256 百万円

(4) 按分点数 (4 ページ参照)

$$\text{防衛施設面積} + 90\text{W区域面積} / 3 + 75\text{W区域面積} / 100$$

$$\text{苫小牧市} = 67\text{ha} + 360\text{ha} / 3 + 4,697\text{ha} / 100 = 233.97$$

$$\text{表より} \quad 233.97 < 1,000 \quad \therefore 1$$

$$\text{千歳市} = 920\text{ha} + 310\text{ha} / 3 + 4,030\text{ha} / 100 = 1,063.63$$

$$\text{表より} \quad 1,063.63 < 2,000 \quad \therefore 2$$

(5) 装備訓練点数の按分

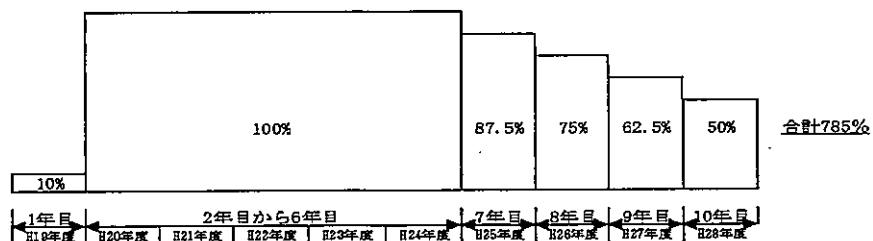
$$\text{苫小牧市} : 1.8 / 3 \times 1 = 0.6$$

$$\text{千歳市} : 1.8 / 3 \times 2 = 1.2$$

(6) 苫小牧市の10年間の交付額 : 29.2 億円 \times 0.6 = 1,752 百万円

千歳市の10年間の交付額 : 29.2 億円 \times 1.2 = 3,504 百万円

(7) 苫小牧市の年度別交付額 (10年間で785%)



単位:百万円

19年度	20~24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
22.3	223.2	195.2	167.4	139.5	111.6	1,752

負担の点数・市町村按分点数表

1 負担の点数

(1) 整備等点数関係

面積点数	施設整備点数	部隊点数
<p>防衛施設面積の変動に応じた配点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100ha以上の減 : -1.0点 ・100ha未満の減 : -0.5点 ・10ha未満の減 : -0.1点 ・面積増減なし : 0点 ・10ha未満の増 : 0.1点 ・100ha未満の増 : 0.5点 ・100ha以上の増 : 1.0点 	<p>防衛施設における建物その他の工作物の態様に応じた配点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行場施設又は港湾施設である防衛施設を廃止する場合 : -1.0点 ・その他の防衛施設を廃止する場合 : -0.5点 ・整備なし : 0点 ・他の防衛施設に所在する部隊又は機関が訓練するための工作物の整備 : 0.1点 ・部隊又は機関の編成又配置の変更のための工作物の整備(以下のものを除く) : 0.5点 ・部隊又は機関の編成又配置の変更のための港湾又は飛行場の整備で大規模でないもの : 1.0点 ・部隊又は機関の編成又配置の変更のための港湾又は飛行場の整備で大規模なもの : 3.0点 <p>※大規模とは、埋立による土地の形質変更を伴うもので500m以上の岸壁又は、2本以上の滑走路の整備をいう。</p>	<p>部隊等の人員の変動に応じた配点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,500人以上の減 : -1.5点 ・2,500人未満の減 : -1.0点 ・1,000人未満の減 : -0.5点 ・250人未満の減 : -0.1点 ・人員増減なし : 0点 ・250人以上の増 : 0.1点 ・1,000人未満の増 : 0.5点 ・2,500人未満の増 : 1.0点 ・2,500人以上の増 : 1.5点 ・駐留軍のアメリカ合衆国への移転のための減少で人員数が特定できない場合 : -0.5点

(2) 装備訓練点数関係

装備点数	訓練等点数
配備装備の変化に応じた配点	移転訓練内容に応じた配点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 装備に変化なし : 0点 ・ 航空機の81機以上の減 : -5.0点 ・ 航空機の80機以下の減 : -4.0点 ・ 航空機の40機以下の減 : -3.0点 ・ 航空機の20機以下の減 : -2.0点 ・ 航空機の10機以下の減 : -1.0点 ・ 航空機の10機以下の増 : 1.0点 ・ 航空機の20機以下の増 : 2.0点 ・ 航空機の40機以下の増 : 3.0点 ・ 航空機の80機以下の増 : 4.0点 ・ 航空機の81機以上の増 : 5.0点 ・ 艦船の原子力船への変更 : 2.0点 ・ PAC3の配備 : 2.0点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少(沖縄) : -7.5点 ・ 所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少(本土) : -0.75点 ・ 使用の態様の変化なし : 0点 ・ 他の防衛施設に所在するジェット発動機を主たる動力とする航空機を保有しない部隊又は機関の新たな使用 : 1.0点 ・ 他の防衛施設に所在するジェット発動機を主たる動力とする航空機を保有する部隊又は機関の新たな使用 : 1.5点
<p>※航空機の過半数がターボジェット発動機を主たる動力とする航空機の場合は点数を1.5倍する。</p> <p>※PAC3の配備は、19年度に沖縄に配備されたものに限る。</p>	<p>※航空機の訓練移転においては、日米合意等による訓練上限日数が定められている場合には、上限日数に応じて修正した点数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 28日以下 : 1.35点 (1.5×0.9) ・ 42日以下 : 1.425点 (1.5×0.95) ・ 43日以上 : 1.5点 (修正なし)

(3) 市町村数による加減

○整備等点数＝
 (面積点数＋施設整備点数＋部隊点数) ×
 [1 + (防衛施設が所在する市町村数－1)
 × 1/5]

○装備訓練点数＝
 (装備点数＋訓練点数) × [1 + (防衛施設が所在する市町村数－1) × 1/5 + A]

※Aは、防衛施設が所在する市町村以外の市町村数が1又は2の場合は0.15、3以上の場合は0.3とする。

2 市町村按分点数

(1) 整備等按分点数

次の基礎点及び調整点の計が各市町村毎の当該再編における整備等按分点数となる。

基礎点	調整点
市町村内の対象防衛施設面積に応じた配点 ・ 10ha未満：0.1点 ・ 100ha未満：0.5点 ・ 1000ha未満：1点 ・ 2000ha未満：2点 ・ 2000ha以上：3点	施設整備の場所等防衛施設的面積以外の事情を踏まえ市町村間の配点に配慮し基礎点に加算 ・ 当該再編で配分できる調整点の合計は、対象市町村数×1点の範囲内

(2) 装備訓練按分点数

次の基礎点及び調整点の計が各市町村毎の当該再編における装備訓練点数となる。

基礎点	調整点
市町村毎に次の公式で得られた値に応じた配点 $\text{防衛施設面積} + \frac{90\text{W区域面積}}{3} + \frac{75\text{W区域面積}}{100}$ ※各面積は各市町村内における面積 ・ 10未満：0.1点 ・ 100未満：0.5点 ・ 1000未満：1点 ・ 2000未満：2点 ・ 2000以上：3点	訓練移転の状況等防衛施設的面積以外の事情を踏まえ市町村間の配点に配慮し基礎点に加算 ・ 当該再編で配分できる調整点の合計は、対象市町村数×1点の範囲内

(注) 面積の補正係数：W値が95以上となる区域（第3種区域）が防衛施設の周辺地域に設定されることから、防衛施設のW値を95と見なし、W値は航空機騒音のエネルギーが同じであれば、値が5違えば騒音の発生回数としては約3倍違い、値が20違えば騒音の発生回数としては100倍違うことを踏まえ決定した。